

第6章 技能実習生の保護

- 監理団体(※)又はその役職員は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはなりません(法第46条)。

※ 許可を受けた監理団体のほか、許可を受けずに実習監理を行う者も含まれます。

- 監理団体(※)又はその役職員は、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはなりません(法第47条第1項)。

また、監理団体(※)又はその役職員は、技能実習生等(技能実習生になろうとする者を含みます。)に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはなりません(法第47条第2項)。

※ 許可を受けた監理団体のほか、許可を受けずに実習監理を行う者も含まれます。

- 実習実施者若しくは監理団体(※)又はこれらの役職員は、技能実習生の旅券又は在留カードを保管してはなりません(法第48条第1項)。

また、実習実施者若しくは監理団体(※)又はこれらの役職員は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはなりません(法第48条第2項)。

※ 認定を受けた実習実施者又は許可を受けた監理団体のほか、認定を受けずに技能実習を行わせる者又は許可を受けずに実習監理を行う者も含まれます。

- 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。また、この申告をしたことを理由として、技能実習生に対して不利益な取扱いをすることは禁止されています(法第49条)。

第1節 禁止行為(技能実習法第46条から第48条まで)

第1 暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制的禁止

【関係規定】

(禁止行為)

法第46条 実習監理を行う者(第四十八条第一項において「実習監理者」という。)又はその役

員若しくは職員(次条において「実習監理者等」という。)は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。

- 実習監理者又はその役職員が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制することは禁止されています。

これに違反した場合には、罰則(1年以上10年以下の拘禁刑又は20万円以上300万円以下の罰金)の対象となります(法第108条)。

【留意事項】

- 実習実施者による暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制について

法第46条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第5条(強制労働の禁止)の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。

- 労働基準法(昭和22年法律第49号)(抄)

(強制労働の禁止)

第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

第117条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 実習監理を行う者について

法第46条から第48条までの規定では「監理団体」ではなく「実習監理者(実習監理を行う者)」との用語を用いていますが、これは、本条については、監理団体の許可を受けた者のみをその対象とするのではなく、許可を受けずに実習監理を行う者についてもその対象とする必要があるため、このような用語を用いているものです。

第2 技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止

【関係規定】

法第47条 実習監理者等は、技能実習生等(技能実習生又は技能実習生になろうとする者をいう。以下この条において同じ。)又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

- 2 実習監理者等は、技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

- 技能実習生との間で違約金等の契約がされることは、実習実施者における業務従事の強制等の問題を引き起こし、技能実習生の自由意思に反した人権侵害行為を惹起するおそれがあり、このような行為から技能実習生を保護することが必要とされています。
- このため、実習監理者又はその役職員が、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることは禁止されています。
これに違反した場合には、罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)の対象となります(法第111条第4号)。

【留意事項】

- 実習実施者による技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止について
法第47条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第16条(賠償予定の禁止)及び第18条(強制貯金)の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。
 - 労働基準法(昭和22年法律第49号)(抄)
(賠償予定の禁止)
第16条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。
(強制貯金)
第18条 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。
2～7 (略)
第119条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一 …、第十六条、…、第十八条第一項、…の規定に違反した者
二～四 (略)
- 保証金の徴収について
保証金の徴収は、法第47条が禁止する「技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約」に該当するものであり、禁止されています。保証金の徴収その他名目のいかなを問わず金銭その他の財産を管理することがあってはなりません。
- 監理団体が外国の送出国機関に対して違約金等の設定を行うことについて
技能実習生が技能実習に係る契約の不履行をした場合を想定して、監理団体が外国の送出国機関に対して違約金等の設定を行うことは、技能実習生等との直接の契約でなくとも、

違約金を払う立場の外国の送出国が技能実習生等から保証金や高額な手数料等を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点からあってはならないものです(規則第10条第2項第6号口の規定にも違反するものです)。

監理団体が、外国の送出国と上記の内容の違約金等を定める契約を締結したことをもって、監理団体の許可の取消しの対象となった事例があります。

送出国との間で技能実習生の受入事業に係る契約を締結する際は十分に内容を確認するようにしてください。

第3 旅券・在留カードの保管等の禁止

【関係規定】

法第48条 技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員(次項において「技能実習関係者」という。)は、技能実習生の旅券(入管法第二条第五号に規定する旅券をいう。第百十一条第五号において同じ。)又は在留カード(入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。同号において同じ。)を保管してはならない。

2 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。

- 技能実習生の旅券や在留カードの保管や外出等の私生活の自由の制限は、技能実習生の国内における移動を制約することで実習実施者における業務従事の強制等の問題を引き起こし、技能実習生の自由意思に反した人権侵害行為を惹起するおそれがあり、こうした行為から技能実習生を保護することが必要とされています。
- このため、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の旅券や在留カードを保管することは、技能実習生の同意の有無や理由によらず、禁止されています。

特に、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券や在留カードを保管した場合には、罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)の対象となります(法第111条第5号)。
- また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。

具体的には、技能実習生に対して、本人が所有する携帯電話等の私物を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為(宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む)、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、健康保険証(健康保険証として使用する個人番号カード(マイナンバーカード)を

含む。)を取り上げるなどの必要な医療機関の受診を阻害する行為、宿泊施設内の居室等の技能実習生のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する(防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置した場合は除く)等が想定されます。

これに違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合には、罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)の対象となります(法第111条第6号)。

【留意事項】

○ 技能実習を行わせる者について

法第48条の規定では「実習実施者」ではなく「技能実習を行わせる者」との用語を用いていますが、これは、本条については、技能実習計画の認定を受けた者のみをその対象とするのではなく、認定を受けずに技能実習を行わせる者についてもその対象とする必要があるため、このような用語を用いているものです。

第2節 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告(技能実習法第49条)

【関係規定】

(出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告)

法第49条 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員(次項において「実習実施者等」という。)がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合には、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができる。

2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 技能実習生本人が、技能実習法令に違反する行為に遭遇した際に、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を申告することができれば、迅速かつ的確な主務大臣の権限行使によって、不法行為を是正することが可能となり、技能実習生の保護が図られることとなります。
- このため、実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が技能実習法令の規定に違反する事実がある場合には、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができることとしています。

- この申告については、機構が実施する母国語による相談窓口(電話、メール)を通じて行うこともできます。入国後講習において、法的保護に必要な情報について講習する際に、技能実習生に対して確実に周知することが必要です。なお、申告の制度については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しています。
- 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が、技能実習生が申告をしたことを理由として技能実習の中止その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。これに違反した場合には、罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)の対象となります(法第111条第7号)。
- なお、技能実習生には日本人と同様に労働基準法関係法令が適用されますので、同法令違反がある場合には、労働基準監督機関に対し、労働基準法に基づく規定されている申告をすることもできます。

【留意事項】

- 代理人による申告について

申告は、技能実習生本人だけでなく、技能実習生から委任を受けた代理人によっても可能です。代理人が申告を行う場合にあっては、技能実習生の意思による申告であることを明らかにするため、委任状を併せて提出することが必要となります。